平成２７年（フ）第２４号
長崎県大村市上諏訪町1053番地９
債務者　生野　秀信
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｃ棟304号
債務者　井上　久文
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
長崎県大村市古賀島町100番地５　ヴィクトワールＫⅢ103、前住所東京都世田谷区駒沢３丁目15番６－404号
債務者　近藤　愛華
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
静岡県菊川市河東90番地の２　うちやまアパートＥ号、前住所静岡県菊川市赤土574番地の１　ミルト205
債務者　井上ムサシこと　バスコンセロス　イノウエ　カルロス　エドアルド　ムサシ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
静岡県湖西市風の杜17番地の５
債務者　坂上　早織
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
東京都三鷹市大沢１丁目１番50号三鷹荘110、住民票上の住所東京都小金井市本町２丁目17番４号ザ・クレセント201
債務者　水野　政和
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３７１号
横浜市南区南太田２丁目８番１号
債務者　秋山　和恵
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１２号
横浜市鶴見区下末吉５丁目30番21号
債務者　金子　　実
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７号
東京都東久留米市滝山６丁目１番７－108
債務者　青木　利明
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１６号
岡山市北区青江５丁目12番12号メゾンアオエ103、旧住所岡山県玉野市宇野８丁目26番23号
債務者　三宅　健二
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

計算報告集会の期日変更

平成２５年（フ）第８７号
群馬県桐生市稲荷町４番38号
破産者　三信企業株式会社
1　主文　平成27年５月22日午前11時の計算報告集会の期日を平成27年５月29日午前11時と変更する。
2　決定年月日　平成27年４月９日
前橋地方裁判所桐生支部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２５年（フ）第９９号
群馬県桐生市川内町２丁目230番地の６
破産者　小島　三郎
1　主文　平成27年５月22日午前11時の財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日を平成27年５月29日午前11時と変更する。
2　決定年月日　平成27年４月９日
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１１５号
群馬県桐生市相生町２丁目398番地
破産者　共立織物株式会社
1　主文　平成27年５月22日午前10時30分の財産状況報告集会・計算報告集会の各期日を平成27年５月29日午前10時30分と変更する。
2　決定年月日　平成27年４月９日
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５６３号
埼玉県ふじみ野市亀久保1694番地の９
破産者　有限会社東京スイッチング社
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８８号
埼玉県川越市南台３－１－３らくだＭＯビル７Ｆ
破産者　株式会社オフィスシバタ
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６３１９号
東京都中央区日本橋室町１丁目13番４号
破産者　合同会社アロークロスペクト３
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２２号
東京都立川市高松町２丁目24番30号園部ハイツ101号
破産者　佐久間　仁
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部